

横手市議会 平成27年第3回5月臨時会提出案件

区分	議案等の名称	概要説明
報告第4号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	公用車による車両物損事故の損害賠償
報告第5号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	公用車による車両物損事故の損害賠償
報告第6号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	公用車による車両物損事故の損害賠償
報告第7号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	除雪車による車両物損事故の損害賠償
報告第8号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償
報告第9号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償
報告第10号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	市道走行中に発生した車両物損事故の損害賠償
報告第11号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	公用車による車両物損事故の損害賠償
報告第12号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	公用車による車両物損事故の損害賠償
報告第13号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	除雪車によるNTT柱損傷事故の損害賠償
報告第14号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	除雪車によるNTT柱損傷事故の損害賠償
報告第15号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定・和解に関する 専決処分)	救急車による車両物損事故の損害賠償

区分	議案等の名称	概要説明	
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)	<p>地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に基づき、横手市市税賦課徴収条例の一部改正を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。</p>	
		内容	<p>(1)個人市民税            ①番号法改正に伴い、各種申請書等に個人番号又は法人番号を追加。施行日：番号法施行の日            ②軽自動車税の見直し。施行日：平成27年4月1日            ③ふるさと納税の特例控除額の拡充。施行日：平成27年4月1日            ④旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的縮減・廃止。施行日：平成28年4月1日            ⑤住宅ローン減税の延長。施行日：平成27年4月1日</p> <p>(2)固定資産税            ①固定資産税の課税標準の特例等を規定。施行日：平成27年4月1日            ②固定資産税(土地)の負担調整措置の3年間延長。施行日：27年4月1日</p>
		施行日	上記のとおり
		適用区分	平成27年度以後の年度分の市民税及び固定資産税に適用し、平成26年度分までの市民税及び固定資産税は従前の例による。
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (横手市入湯税条例の一部を改正する条例)	<p>地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令に基づき、横手市入湯税条例の一部改正を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。</p>	
		内容	(1)番号法改正に伴い、各種申告書等に個人番号又は法人番号を追加する。
		施行日	番号法施行の日
適用区分	平成27年度以後の年度分の入湯税に適用し、平成26年度分までの入湯税は従前の例による。		

区分	議案等の名称	概要説明	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)	過疎地域自立促進特別措置法に基づく減収補てん措置が行われる場合等を定める省令の一部を改正する省令に基づき、横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。	
		内 容	(1)課税免除特例期間の期限を2年延長する。 「平成27年3月31日」⇒「平成29年3月31日」
		施行日	平成27年4月1日
		適 用 区 分	平成27年度以後の年度分の固定資産税に適用し、平成26年度分までの固定資産税は従前の例による。
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (横手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、横手市国民健康保険税条例の一部改正を3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの。	
		内 容	(1)課税限度額の見直し ・基礎課税額の限度額「51万円」⇒「52万円」 ・後期高齢者支援金等課税額の限度額「16万円」⇒「17万円」 ・介護納付金課税額の限度額「14万円」⇒「16万円」 (2)保険税軽減対象の拡充 ・被保険者均等割額・世帯別平等割額を減ずる基準(所得判定基準)の改正 (3)適用期日の改正 ・附則第22項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改正する部分の適用期日「平成29年1月1日」⇒「平成28年1月1日」
		施行日	平成27年4月1日
		適 用 区 分	平成27年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成26年度分までの国民健康保険税は従前の例による。

区分	議案等の名称	概要説明
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度横手市一般会計補正予算(第11号))	各交付金関係の額確定や事業費確定による事業費及び所要の財源補正の必要により、3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))	後期高齢者広域連合に対する納付金学の確定による追加補正の必要により、3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (平成26年度横手市病院事業会計補正予算(第6号))	資本的収入補正の必要により、3月31日に専決処分したことの報告及び承認を求めるもの
議案第78号	権利の放棄について	株式会社大雄振興公社に対する貸付金について、同社の財務状況が悪化し、将来に渡り債権の回収が不可能な状況にあるため、債権の放棄をしようとするもの。
		内容 株式会社大雄振興公社に対する貸付金
		債務者 横手市大雄字三村東21番地4 株式会社 大雄振興公社 代表取締役 鈴木孝志 さん
		放棄額 15,204,787円

横手市議会 平成27年第3回5月臨時会提出案件（追加）

区分	議案等の名称	概要説明
議案第80号	横手市大雄ふるさとセンター設置条例の一部を改正する条例 (H27. 6. 1施行)	横手市大雄ふるさとセンターの施設運営形態を変更するため、現行条例の一部を改正するもの。  内 容 ・「利用料金」⇒「使用料」 ・「利用者」⇒「使用者」 ・別表(第3条及び第9条関係)
議案第81号	平成27年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について	市営温泉施設特別会計への繰入額を「178,730千円以内」から「185,660千円以内」に変更する。